

奈良工業高等専門学校地域共創研究クラスター内規

令和4年2月10日 制定

(趣旨)

第1条 奈良工業高等専門学校産学協働・地域創生研究センター第8条の規定に基づき、奈良工業高等専門学校に地域共創研究クラスター（以下「クラスター」という。）の運営体制に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 クラスターは、別表に掲げる者をもって組織する。

(地域共創研究クラスターリーダー)

第3条 第2条に定めるクラスターにクラスターリーダーを置き、産学協働・地域創生研究センター長(以下「センター長」という。)が指名する。

2 クラスターリーダーは、担当するクラスターに関する業務を総括する。

3 クラスターリーダーは、産学協働・地域創生研究センター運営委員会(以下「委員会」という。)からの要請に基づき、委員会に陪席し、意見を述べることができる。

(事務)

第4条 センターに関する事務は、総務課で行う。

(雑則)

第5条 この内規に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

地域共創研究クラスター名	構成
福祉ロボット	クラスターリーダー1名、クラスター員
医工連携・地域包括ケア	クラスターリーダー1名、クラスター員
農工連携	クラスターリーダー1名、クラスター員
スマートシティ	クラスターリーダー1名、クラスター員
環境	クラスターリーダー1名、クラスター員